

名古屋港管理組合公報

平成16年10月1日

(金曜日)

第 339 号

目 次

- 規 則**
- 非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則…………… 1
- 告 示**
- 港湾施設の変更…………… 1

規 則

非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成十六年十月一日

名古屋港管理組合管理者

愛知県知事 神田 真秋

名古屋港管理組合規則第十一号

非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和四十三年名古屋港管理組合規則第九号）の一部を次のように改正する。

第八条の二中「四千二百円」を「四千四百円」に改める。

第二十一条第二項中第八号を削り、第九号を第八号とし、第十号から第二十二号までを一号ずつ繰り上げる。

別表第三常時介護を要する状態の項中「十万六千五百円」を「十万四千九百七十円」に、「五万七千五百八十円」を「五万六千九百五十円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「五万三千五百円」を「五万二千四百九十円」に、「二万八千七百九十円」を「二万八千四百八十円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第八条の二の規定は、平成十六年四月一日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由が生じた年金たる補償以外の補償（休業補償にあつては、当該療養の開始後一年六月を経過した日前に支給すべき事由が生じたものに限る。以下同じ。）の額の算定の基礎として用いる補償基礎額について適用し、適用日前に支給すべき事由が生じた年金たる補償以外の補償の額の算定の基礎として用いる補償基礎額については、なお従前の例による。

3 改正後の規則別表第三の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後の期間に係る介護補償について適用し、施行日前の期間に係る介護補償については、なお従前の例による。

告 示

名古屋港管理組合告示第43号

次の港湾施設は、平成16年10月1日から次のとおり変更する。

平成16年10月1日

名古屋港管理組合管理者

愛知県知事 神田 真秋

施設の種類 鉄道基盤施設
変更前

名 称	面 積
臨港鉄道金城ふ頭線	平方メートル 31,136

変更後

名 称	面 積
臨港鉄道金城ふ頭線	平方メートル 43,900

発行所 名古屋市港区入船一丁目8番21号

名古屋港管理組合